

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	県営住宅管理に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

茨城県知事は、県営住宅管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、当該ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を与えうることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

茨城県知事

## 公表日

令和7年1月31日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	県営住宅管理に関する事務
②事務の概要	公営住宅法及び茨城県県営住宅条例等に基づき、住宅困窮者に対して低廉な家賃で住宅を賃貸する。 [特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の内容] ・収入申告の受理、審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・家賃等の減免申請の受理、審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・敷金の徴収に関する事務 ・家賃等の徴収猶予の申請の受理、審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・入居申込みの受理、審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・同居もしくは入居承継の承認申請の受理、審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・高額所得者又は不正入居者等に対する住宅明渡し請求に関する事務 ・高額所得者に対する家賃の決定又は金銭の徴取に関する事務 ・高額所得者の住宅明渡し期限の延長の申し出の受理、審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・収入超過者に対する住宅のあっせん等に関する事務 ・収入状況の報告の請求等に関する事務 ・茨城県県営住宅条例に規定する県営住宅及び共同施設の管理に関する事務
③システムの名称	県営住宅総合管理システム、統合宛名管理システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
県営住宅管理に関する情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表27の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第18条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	[提供側] 提供事務はなし [照会側] ・番号法第二19条第8号に基づく主務省令第2条の表53の項

<b>5. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	茨城県土木部都市局住宅課
②所属長の役職名	住宅課長
<b>6. 他の評価実施機関</b>	
<b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b>	
請求先	〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県土木部都市局住宅課 029-301-4750
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
連絡先	〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県土木部都市局住宅課 029-301-4750
<b>9. 規則第9条第2項の適用</b> <span style="float: right;">[ ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ O ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ O ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。また、更新時には、本人からマイナンバーを取得し、登録されているマイナンバーに誤りがないか確認を行うなど、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[ ] 自己点検	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	県営住宅総合管理システムへのアクセス可能な利用者IDは、定期的に棚卸しをしており、必要のないユーザーID等が登録されていないか、過剰なアクセス権限を付与していないかなどを定期的に点検を行っている。また、静脈認証とパスワードの二重認証によってアクセス可能とする等、アクセス権限の適切な管理を行うとともに、アクセスログを記録し、改ざん、消去ができないようシステムの構築を行っている。これらの対策を講じていることから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の19の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第18条	番号法第9条第1項 別表27の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第18条	事後	法改正のため
令和7年1月31日	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	[照会側] 番号法第19条第7号 別表第二の31の項 番号法別表第二の主務省令で定める命令第22条 番号法第19条第8項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例第3条第1項	[照会側] 番号法第二19条第8号に基づく主務省令第2条の表53の項	事後	法改正のため
令和7年1月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年6月1日時点	令和6年11月1日時点	事後	時点修正
令和7年1月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年6月1日時点	令和6年11月1日時点	事後	時点修正
令和7年1月31日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	-	2) 十分である	事後	様式改正に伴う項目追加
令和7年1月31日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠	-	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。また、更新時には、本人からマイナンバーを取得し、登録されているマイナンバーに誤りがないか確認を行うなど、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	様式改正に伴う項目追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月31日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	-	3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	様式改正に伴う項目追加
令和7年1月31日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	-	2) 十分である	事後	様式改正に伴う項目追加
令和7年1月31日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	-	<p>県営住宅総合管理システムへのアクセス可能な利用者IDは、定期的に棚卸しをしており、必要のないユーザーID等が登録されていないか、過剰なアクセス権限を付与していないかなどを定期的に点検を行っている。また、静脈認証とパスワードの二重認証によってアクセス可能とする等、アクセス権限の適切な管理を行うとともに、アクセスログを記録し、改ざん、消去ができないようシステムの構築を行っている。これらの対策を講じていることから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>	事後	様式改正に伴う項目追加